6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　三井住友銀行　名古屋支店）
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は完成保証人を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の契約を当該業務の契約の相手方との特命契約により締結する予定の有無　無
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。
⑹　２⑵に掲げる調査等競争参加資格の認定を受けていない者も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。
なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は平成31年１月22日（火）を予定する。
⑻　技術提案書のヒアリングを行う。
⑼　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Repair Design of Chuo Expressway Achigawa Bridge and other 1 bridge.
⑵　Time limit to express interests : 4 : 00 P.M. December 25, 2018
⑶　Time limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. March 4, 2019
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : Kiyohisa Kondo, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Contract team, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003, Japan TEL 052―222―1448

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

小田川付替え南山掘削他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成30年12月14日
中国地方整備局長　水谷　　誠
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
１　工事名　小田川付替え南山掘削他工事
２　工事場所　岡山県倉敷市船穂町柳井原地先
３　工事内容　工事延長Ｌ＝2,374m
【南山掘削】
掘削工　約860,000㎥（仮設工事用道路工の掘削を含む）
（うち　中硬岩約210,000㎥）
築堤　約410,000㎥
河道整形（埋土）　約720,000㎥
アンカー工　129本
鉄筋挿入工（Ｌ＝2.0～3.5m）　4,145本
法覆護岸工　約28,000㎡
仮設工　１式
４　工期
契約締結日の翌日から平成35年３月31日まで
５　申請の時期
平成30年12月14日から平成31年１月11日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、当該工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　申請の方法
⑴　申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書（特定建設工事）」という。）は、国土交通省中国地方整備局ホームページからダウンロードすることにより交付する。
ホームページアドレス：http://www.cgr.mlit.go.jp/
「発注・契約・申請関係」―「一般競争参加資格関係」―「共同企業体・設計共同体の申請について」の順で検索のこと。
⑵　申請書（特定建設工事）の提出方法　申請者は、申請書（特定建設工事）に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。提出場所は、中国地方整備局総務部契約課。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書（特定建設工事）とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成30年12月14日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書（特定建設工事）及び添付書類は、日本語で作成すること。
７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長）以下「平成30年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成30年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。
ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
①　開札の時点において、平成31・32年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　開札の時点において、中国地方整備局における平成31・32年度「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点）以上であること。（上記①の再認定を受けた者にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は1,000点）以上であること。）。
③　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。